

クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松駅周辺の学生を中心とした生活基盤の安定及び交流の活性化に資することを目的として、伝統的な街並みを保存・活用する改築事業により住環境を整備する際の必要な経費の一部を補助（以下「補助金」という。）するものとし、その交付等に関しては、小松市補助金交付規則（平成30年3月31日規則第10号。以下「規則」という。）に準じるほか、「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

インターネットを通じて幅広く資金を集める手法で、仲介する事業者が運営するウェブサイトを通じて行うものをいう。

(2) 未活用建造物

小松市内の空き家・空き店舗等、地域の活性化及びまちなみ景観の形成に資する建造物をいう。

(3) クラウドファンディング目標額

クラウドファンディングによる資金調達の際に設定する目標金額をいう。

(4) 事業必要額

事業実施において、資金調達が必要な金額の合計

(5) 選定委員会

小松駅周辺の学生を中心とした生活基盤の安定及び交流の活性化に資することを目的とした、小松市に精通している有識者を中心に組成される審査委員会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、（公財）小松市まちづくり市民財団が指定する未活用建造物等の活用事業者として審査委員会において選定された者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象物件を保存活用し、事業必要額の2分の1以上をクラウドファンディング目標額として、クラウドファンディングによる資金調達を行って実施する事業で、地域の活性化及びまちなみ景観の形成に資する事業とする。ただし、クラウドファンディング目標額を達成できなかった場合、又はクラウドファンディングによる資金調達が事業必要額を超過した場合は、補助金を交付しないこととする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 対象物件の整備及び改修を行うための建築工事費及び設備工事費
- (2) クラウドファンディングに係る手数料又は委託料

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、事業必要額とクラウドファンディングによる調達額との差額とする。

(補助事業の認定)

第 7 条 補助事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業認定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費となる工事等の見積書
- (3) 事業の内容を示す書類及び図面等
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業であることの認定又は不認定を決定し、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業認定結果通知書（様式第 3 号）により認定申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助事業の認定を受けた後において、補助事業の計画変更（中止及び廃止を含む。）をする場合は、規則第 8 条に定める様式の例による計画変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(クラウドファンディングの実施)

第 8 条 前条第 2 項の規定により認定事業者は認定を受けた後、3ヶ月以内にクラウドファンディングを実施して資金を調達することとし、クラウドファンディング終了後速やかにクラウドファンディング結果報告書（様式第 4 号）及びクラウドファンディングの結果を確認できる書類を理事長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第 9 条 理事長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 2 項に規定する認定を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) クラウドファンディング目標額を達成できなかったとき又はクラウドファンディングによる資金調達額が事業必要額を超過したとき。

(3) その他理事長が特に取り消す必要があると認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により取消しを決定したときは、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業認定取消通知書（様式第 5 号）により認定事業者に通知する。

(交付申請)

第10条 クラウドファンディング目標額を達成した認定事業者は、第 8 条に規定するクラウドファンディング結果報告書及びクラウドファンディングの結果を確認できる書類を提出後、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 市税完納証明書(ただし、市税の納付状況を公募により調査することを承諾する場合は除く。)
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 理事長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、前条の申請をした認定事業者に通知するものとする。

(計画の変更)

第12条 前条の通知を受けた認定事業者は、交付決定を受けた後において、事業計画に変更（中止及び廃止を含む。）が生じた場合は、直ちに規則第8条に規定する補助事業等計画変更申請書に、変更に係る事業計画及び収支予算書を添えて理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割を超えない変更で、かつ補助金額の変更を生じない場合は、この限りではない。

(実績報告)

第13条 認定事業者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の成果を示す文書、図面及び写真
- (3) 補助対象経費に掛かる費用についての支出を証する書類
- (4) クラウドファンディングにより調達した資金の入金を確認できる書類
- (5) クラウドファンディング仲介事業者との契約に係る書類
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 理事長は、認定事業者が規則及びこの要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(成果の公表等)

第15条 理事長は、補助事業で実施した事業成果を公表することができる。

2 理事長は、補助事業で実施した事業成果について、セミナー等において認定事業者に発表させることができる。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。